

●contents

ようこそ!新しく公立学校共済組合の組合員となられたみなさまへ	2
個人情報の取扱いについて	3
組合員・被扶養者の届出について	4
別居している被扶養者への送金額の基準について	5
こんなとき、こんな給付があります ~共済組合の短期給付~	6
知っておきたい標準報酬制	
／公立学校共済組合 令和4年度掛金率等について	7
令和4年度保健事業のご案内	8 9 10 11
福利厚生代行業『ベネフィット・ステーション』について	12 13
年金制度について／「ねんきん定期便」の送付について	
／「地共済年金情報webサイト」のご案内	14 15
お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です	16
ジェネリック医薬品を使ってみませんか?	17
互助会の給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました	18
ご請求はお済みですか?高知県教職員互助会	19
令和4年度教職員互助会の給付事業について／退職互助部制度のご案内	20 21
健康相談事業／心のセルフチェック	22
いきいき健康だより	23
Hello! Doctor	24 25
ころろにサブリを31／福祉保険制度	26
ペンリレー／作品募集	27
高知会館宿泊プラン・レストラン四季限定プラン／高知会館便り	28 29
各月の送金日・締切日／各係の主な事業と問い合わせ先	30

福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.130
令和4年4月26日発行



『私の宝物』 PN:ミーヤン

私が幼い頃、山の中のポツと一軒家みたいな所で育ちました。今では誰も住んでいませんが、父が40年以上前に植えた桜の木が立派な大木になっています。満開の桜の下で、毎年、家族で花見をします。私の宝物です。

編集発行／公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員 互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

公立学校共済高知支部

検索

ご家庭のみなさんでご覧ください

<http://kokyogo.jp/>

(一財)高知県教職員互助会

検索



ようこそ!

新しく公立学校共済組合の 組合員となられたみなさまへ

公立学校共済組合のごあんない

「公立学校共済組合」をご存知ですか？
公立学校共済組合の事業はみなさまの生活に深く
関わっていますので、どんな組織でどんな事業を
行っているのか、簡単にご紹介します。



🌸 組合員とは？

公立学校の教職員等（常勤）になると、公立学校共済組合の組合員となります。

「公立学校の教職員等（常勤）」とは

- 公立学校の教職員
- 都道府県教育委員会の職員
- 都道府県教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関（都道府県が設置する図書館など）の職員などです。
- 臨時的任用職員（フルタイム）、任期付職員、会計年度任用職員（※）

※会計年度任用職員については、フルタイム勤務の者で月18日以上勤務した月が引続いて1年を超えて任用された方に限る。

🌸 どこにあるの？

公立学校共済組合は東京に本部が、各都道府県教育委員会内に支部が置かれています。日常的な手続きは各支部で行っています。

公立学校共済組合高知支部の連絡先

所在地：高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課内

電話番号：088-821-4755（代）

🌸 どんな事業を行っているの？

公立学校共済組合は、**短期給付事業**、**長期給付事業**、**福祉事業**を行っています。

短期給付事業

民間会社での健康保険に相当する事業です。
組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。組合員になったときに交付される「公立学校共済組合員証」が、いわゆる健康保険証になります。

長期給付事業

民間会社での厚生年金保険制度に相当する事業です。
組合員の退職・障害又は死亡に対して年金（又は一時金）の給付を行います。

福祉事業

民間会社での福利厚生に相当する事業です。
組合員の健康の保持増進事業（人間ドックなど）、貸付事業（※）、宿泊・保養施設の運営などを行います。（（※）雇用形態等により『特別貸付』のみの適用となる場合があります。）



～ 個人情報の取扱いについて ～

「公立学校共済組合個人情報保護方針」に基づき、
組合員等の個人情報を適切に取扱います。

● 個人情報の利用について

組合員のみなさまからの届出・申告等による組合員及び被扶養者の方の氏名、性別、生年月日、住所等の個人情報、医療機関からのレセプト（診療報酬等明細書等）による給付情報、人間ドックや定期健康診断・特定健康診査受診による健診結果情報などは、掛金・負担金などの徴収業務、組合員証等の交付、医療給付などの短期給付、年金などの長期給付、人間ドックや特定健診・特定保健指導などの保健福祉事業及び貸付事業に関する事務処理に限り利用します。

注記：委託業者への個人情報の提供につきましては、第三者提供には該当しないため、高知支部が行う個人情報の利用範囲に含まれます。

委託事業（保健事業）

- 人間ドック事業（人間ドック申込データをデータ入力会社へ提供。受診者の氏名、性別、生年月日等を検診機関へ提供）
- 特定健康診査（健診結果個別通知や受診勧奨通知を行うため、氏名、性別、健診結果等を委託会社へ提供）
- 特定保健指導（特定保健指導の受診勧奨・実施のため、氏名、性別、健診結果等を委託会社ベネフィット・ワンへ提供）
- 福利厚生代行事業（維持管理のため氏名、性別、生年月日等を委託会社ベネフィット・ワンへ提供）

● 個人情報の互助団体への提供について

（一財）高知県教職員互助会及び高知市職員厚生会に対して、当該互助団体における給付金事業等を実施することを目的として、組合員及び被扶養者の方の氏名、性別、生年月日等の個人情報とレセプト及び医療費等の給付情報（該当互助団体の会員に限る。）を提供します。

注記：互助団体への個人情報の提供については、ご本人の申し出により停止することができます。

● 個人情報の本部への提供について

組合員の福利厚生制度の一環としての団体保険契約（福祉保険制度）の加入募集・継続・維持管理のため、組合員の個人情報（所属所番号、組合員証番号、氏名、生年月日）を本部へ提供し、本部はその組合員の個人情報を委託先の保険会社に提供します。

【個人情報の取扱いについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

組合員・被扶養者の届出について



毎年、年度替りには、組合員の異動や被扶養者の就職等により次の手続きが多く発生します。届出もれのないよう速やかに手続きをお願いします。

○組合員について

事由	提出書類
資格取得	・資格取得届関係の書類を提出期限までに提出してください。
氏名変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1 ・組合員証及び被扶養者がいる場合は被扶養者証
住所変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1

○被扶養者について

事由	提出書類
認定	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・その他添付書類※2
取消 （就職・収入超過等）	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・就職先の保険証の写しなどの取消事由及び取消日が確認できる書類 ・資格喪失証明書交付申請書（様式第2-8号）（収入超過による取消の場合）※1
種別切替 （給与上の扶養手当の対象者でなくなった方を引続き被扶養者として認定する場合）	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・その他添付書類※2 【対象者の例】 ○組合員がフルタイム再任用となり扶養手当の適用を受けなくなった被扶養者 ○22歳の年度末を迎えた被扶養者 など
住所の変更	・記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第2-5号）※1

※1 公立学校共済組合高知支部ホームページ>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2資格関係から印刷することができます。

※2 「福祉事務の手引」（公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>（手引1）組合員資格）をご覧ください。所属所の事務担当者へご確認ください。



被扶養者の認定・取消は次のことに気をつけてください!!

- 被扶養者認定は扶養の事実の生じた日から30日以内に届出ください。30日を過ぎて届出をすると、所属所の受付日からの認定となります。
- 被扶養者が遡って取消となった場合、取消日以降に共済組合が負担した医療費等は返還していただくことになります。日頃から被扶養者の状況を把握して、取消の事実が生じた場合は速やかに取消の手続きを行ってください。

組合員証および被扶養者証の紛失や盗難のケースが増えています。
組合員証・被扶養者証は大切に保管していただきますようお願いします。



【組合員・被扶養者の届出についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

別居している被扶養者への送金額の基準について

組合員の送金額が被扶養者に認定しようとする者の収入（組合員及び他の者からの送金額を含む収入）の1/3以上であることが必要です。（被扶養者に認定しようとする者の収入がない場合は、その者の生計費の大部分が組合員の収入によって支えられていることが必要となります。）

○別居時の送金額の考え方の例

被扶養者の収入 : 年間120万円
組合員からの送金額 : 年間 90万円

（被扶養者）120万円+（送金額）90万円 = 210万円（被扶養者の総収入）
210万円×1/3=70万円…組合員の送金額は70万円以上であるため認定基準額を満たしていると判断します。



資格喪失後の受診について

組合員又は被扶養者の資格が喪失したときは、喪失日以降に組合員証、被扶養者証は使用できません。

資格喪失後は、所属所を通じて速やかに組合員証等を返却してください。

誤って組合員証や被扶養者証を使用すると、後日、医療費のうち共済組合が負担した分をすべて返還していただくこととなります。

【医療費の返還手続きについて】

医療費の返還手続きは、病院等からの診療報酬明細（レセプト）が公立学校共済組合高知支部に送付されてきてから（病院での受診後約3か月後）の案内となります。レセプトが送付され、こちらで返還額を算定し、該当組合員にご連絡します。

【送金額の基準についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

こんなとき、こんな給付があります。

共済組合の短期給付

(請求期間は給付事由が生じた日から2年間です)

◎法定給付の詳しい手続き等は「福祉事務の手引」をご覧ください。

給付の種類	給付の事由	給付額	備考
療養の給付 家族療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため 保険医療機関で療養するとき	【法定給付】 医療費総額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額 530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を 控除した額(100円未満端数切捨)	自動給付
入院時食事療養・ 入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため 保険医療機関から食事療養又は生 活療養を受けたとき	【法定給付】 食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額(自己負担額)を 控除した額	
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため 保険医療機関から先進医療等を受 けたとき	【法定給付】 保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100	
訪問看護療養費・ 家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため 指定訪問看護事業者から指定訪問 看護を受けたとき	【法定給付】 指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額 530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を 控除した額(100円未満端数切捨)	
高額療養費	1医療機関1ヶ月を単位として、自 己負担額が所得区分による限度額 を超えるとき	【法定給付】 自己負担額から所得区分による自己負担限度額を控除した額 (自己負担限度額は、年齢及び所得区分により設定されています。)	
高額介護合 算費	医療保険の自己負担と介護保険の 利用者負担の年間合計額が一定の 限度額を超えるとき	【法定給付】 年間合計額の一定の合計額を超えた額 (毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定)	請求による給付
療養費 家族療養費	組合員又は被扶養者がやむを得ず 医療機関へ医療費の全額を支払っ たとき、又は治療用装具購入や輸 血などを受けたとき	【法定給付】 法定額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額 530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を 控除した額(100円未満端数切捨)	
移家送 送費	組合員又は被扶養者が、大きなケガ や、病状が重篤等で急を要し医療 機関まで移送されたとき	【法定給付】 組合員:実費(法定基準) 被扶養者:実費(法定基準)	
出家産 産費	組合員又は被扶養者が出産したとき	【法定給付】 産科医療補償制度対象分娩の場合は420,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は408,000円) 【附加給付】 50,000円	
埋家葬 葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき	【法定給付】 50,000円 【附加給付】 25,000円	
弔家慰 慰金	組合員又は被扶養者が地震火災等 の非常災害により死亡したとき	【法定給付】 組合員:標準報酬月額 被扶養者:標準報酬月額×70/100	
災害見 舞金	組合員又は被扶養者の住居もしくは 家財に1/3以上被害を受けたとき	【法定給付】 標準報酬月額の0.5月分~3月分	
傷病手 当金	組合員が公務外の傷病で勤務でき ないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬月額×2/3 (1年6ヶ月) 【附加給付】 1日につき 平均標準報酬月額×2/3 (法定給付期間終了後6ヶ月) ※平均標準報酬月額:支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬 月額×1/22 (10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
休業手 当金	組合員が法定事由により欠勤したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額の50/100 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
育児休 業手当金	組合員が育児休業となったとき	【法定給付】 1日につき開始から 180日目まで:標準報酬日額×67/100 181日目以降:標準報酬日額×50/100 ※給付日額上限あり 支給期間:育児休業に係る子が1歳の誕生日前日まで(一定の要件を満たす場合は延長あり)	
介護休 業手当金	組合員が介護休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×67/100 ※給付日額上限あり 支給期間:介護休業の日数を通算して66日を超えない範囲 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
出産手 当金	組合員が出産のため勤務できない とき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬月額×2/3 支給期間:出産の日以前42日から出産の日後56日まで ※平均標準報酬月額:支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬 月額の平均額×1/22 (10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	

【短期給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

知っておきたい標準報酬制

共済組合の掛金（保険料）や給付の算定の基礎となる標準報酬月額（等級）は、毎年1回行う定時決定のほか、資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定などにより見直し（決定・改定）されます。今回は、その中の「資格取得時決定」について説明します。

資格取得時決定

就職や転職などによって新たに組合員になったときには、その資格を取得した月の報酬の額（給料月額や諸手当などの報酬の総額）によって標準報酬を決定します。これを「資格取得時決定」といいます。

なお、月の途中で資格取得した人の場合には、扶養手当や住居手当などのように月の初日に資格取得をしていたなら支給されることとなる諸手当も含めて、報酬月額が算定されることになります。

さらに、転職などによって他の共済組合から転入してきた人などの場合も、この資格取得時決定によって標準報酬が決定されます。

※ 定年退職後、フルタイム再任用となった組合員も資格取得時決定の算定方法により決定されます。

種 類	決定の時期		適用期間
資格取得時決定	資格取得時	1月～5月	その年の8月まで
		6月～12月	翌年の8月まで

公立学校共済組合 令和4年度の掛金率等について

(千分率)

	区 分	掛金率・保険料率（うち個人分）		
		令和4年3月まで	令和4年4月から 令和4年9月まで	令和4年10月から 令和5年3月まで
短期掛金 (一般組合員) ※1	標準報酬月額	43.51	43.51	48.01
	標準期末手当等			
短期掛金 (船員組合員) ※1	標準報酬月額	41.47	41.55	45.84
	標準期末手当等			
介護掛金 ※2	標準報酬月額	8.90	8.82	8.82
	標準期末手当等			
厚生年金保険料 (うち個人分) ※3	標準報酬月額	183.00 (91.50)	183.00 (91.50)	183.00 (91.50)
	標準期末手当等			
退職等年金掛金	標準報酬月額	7.5	7.5	7.5
	標準期末手当等			

※1 福祉財源率（標準報酬月額、標準期末手当等：千分の1.41）が加算されています。

※2 40歳以上65歳未満の方のみ徴収します。

※3 70歳未満の方のみ徴収します。

【標準報酬制・掛金率等についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755



令和4年度 保健事業のご案内



公立学校共済組合高知支部では、令和4年度の保健事業を下記のとおり実施します。

なお、詳細につきましては、所属所への通知文書と事業案内冊子及び公立学校共済組合高知支部のHP (<https://www.kouritu.or.jp/kochi/>) でご確認ください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業が中止又は変更となる場合がありますのでご了承ください。

■ 人間ドック等事業

組合員を対象として、下記の検診機関で人間ドックを実施します。

申込みをされた方については、所属所へ決定通知を5月中旬頃発送します。



◎ ドックコース・検診機関名・実施定員・自己負担額 ◎

検診機関名	実施定員(人)	自己負担額(円)	
		互助団体加入者	互助団体非加入者
四国中央病院(1泊)	260	26,250	42,150
四国中央病院(1日)	30	7,000	19,100
JA高知健診センター(1泊)	360	25,000	40,900
JA高知健診センター(1日)	900	7,000	19,100
JA高知健診センター(婦人)	70	3,000	7,700
高知県総合保健協会(中央)	490	7,000	19,100
高知県総合保健協会(幡多)	290	7,000	19,100
いずみの病院	150	7,000	19,100
高知西病院	170	7,000	19,100
土佐市民病院	160	7,000	19,100
中村クリニック	60	7,000	19,100
高知検診クリニック(1日)	1,840	7,000	19,100
高知検診クリニック(婦人)	300	3,000	7,700
高知検診クリニック(脳)	50	4,400	11,800
青木脳神経外科・形成外科(脳)	70	4,400	11,800

※実施定員については、昨年度の申込み実績等に基づき見直しを行っています。

※申込みの状況により、各検診機関の実施定員が変更となる場合があります。

※JA高知健診センター(1泊)の自己負担額は、変更となっています。(その他の自己負担額に変更はありません。)

互助団体とは…

一般財団法人高知県教職員互助会・高知市職員厚生会・一般財団法人高知縣市町村職員互助会です。

※再任用組合員(フルタイム勤務)や定年退職後、臨時的任用職員になり組合員となった方(高知市職員厚生会・一般財団法人高知縣市町村職員互助会に加入している方は除く。)一般財団法人高知県教職員互助会の一般互助部に加入していない方の自己負担額は、「互助団体非加入者」の金額となります。

【保健事業についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

■ 人間ドックの決定・不決定の通知について

人間ドック等の決定・不決定の通知については、5月中旬頃に所属所宛てに送付しますので、ご確認ください。



■ 決定となった方

受診決定（追加決定を含む）した組合員へは、各検診機関から受診日等の案内が受診の前（おおよそ2ヶ月前）に自宅へ直接送付されますので、ご自身で日程を確認のうえ、受診してください。（検診機関によって通知時期は異なります。）

なお、受診日の決定等は各検診機関で実施していますので、日程の調整（受診日の変更等）を希望される場合は、ご自身で実施検診機関に連絡をして調整を行ってください。

■ 臨時的任用職員等で任期のある方

受診日の決定等は各検診機関が行っているため、決定した検診機関へご自身で連絡していただき、任期内に受診できるように日程の調整をお願いします。（検診機関の予約の状況により、ご希望に沿えない場合があります。）

検診が5月下旬から始まる検診機関もありますが、各検診機関で開始月が異なるため、ご注意ください。

■ 申込・決定に関する事項

- (1) 決定を受けた場合であっても以下に該当する場合は、当該決定は失効します。
 - ・ 受診時において組合員資格を喪失している場合（現職を退職した後、任意継続組合員となった場合であっても、当該決定は取消となります。）
 - ・ 日程調整が難航したことにより当該年度中に受診できなかった場合
- (2) 決定となった後、検診機関及び検診区分を変更することはできません。
- (3) 実施期間中に、キャンセル等により欠員が生じた場合であっても、追加募集や追加決定は行いません。

■ 受診に関する事項

- (1) 人間ドック等については定期健康診断等及び特定健康診査の検査項目を包含しているため、検査項目等を欠落することの無いようにしてください。
なお、原則として本人及び検診機関のやむを得ない事情等により検査項目の一部を実施しなかった場合であっても自己負担額の減額は行いません。
- (2) 一部の検診機関においては、人間ドック等に併せて生活習慣を見直すことを目的とした特定保健指導（初回面談）を実施することを基本としますので、対象となった方は必ず受診してください。

【保健事業についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755



高知会館の「補助事業」のご案内



共済組合が行っている **高知会館の補助事業** をご案内します。

1. 利用券

レストラン・宴会など高知会館を組合員が利用したときに、利用料1,000円につき500円を補助します。

補助金額の上限は、年間3,000円です。

(駐車場料金は対象外です)

利用方法

高知会館を利用される際にフロントで**組合員証**を提示してください。

その場で「利用券」を発券します。

※組合員証を所持していない場合は利用できません。組合員本人及び所属所長の証明印は必要ありません。宴会等での団体利用専用の様式を高知支部HPからダウンロードすることができます。



高知市本町5-6-42
電話：088-823-7123

2. 宿泊施設利用補助

高知会館を公務外で組合員・被扶養者が宿泊利用される際に、1人1泊につき2,500円を補助します。

利用方法

宿泊料金を支払う際に高知会館のフロントで宿泊補助を受けられる方全員の**組合員証・被扶養者証**を提示してください。

その場で「補助券」を発券します。

※組合員証・被扶養者証を所持していない場合は利用できません。組合員本人及び所属所長の証明印は必要ありません。



【保健事業についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

■ ヘルスアップセミナー

組合員とその配偶者を対象に「生活習慣病」等に関する講習会を開催します。
 たくさんの方のご参加をお待ちしております。
 セミナー内容等の詳細については、別途所属所あてに通知します。



開催時期	7月～8月
開催地域	中央会場（1回）、東部会場（1回）、西部会場（1回）、オンライン（LIVE配信）（1回）

■ ライフプランセミナー

組合員を対象に「生涯生活設計」に関する講習会を動画視聴形式で開催します。
 セミナー内容等の詳細については、別途所属所あてに通知します。

開催時期	7月～8月
方法	動画視聴形式（3週間視聴可能）
講習内容	①退職準備型（定年退職前5年以内の方向け）②生活設計型（40代～50代半ばの方向け）

■ 芸術鑑賞補助事業

組合員とその被扶養者が、展覧会等を利用するとき、その入場料等の一部を補助する事業です。
 指定の場所で入場券等を購入する際には、必ず所属所に配布の「芸術鑑賞利用補助券」を購入窓口に提出してください。

■ 保育用品配布

出産費又は家族出産費が支給される組合員に対して、育児に必要な品物を配布する保育用品配布があります。

■ 被扶養配偶者婦人検診

被扶養配偶者（女性）を対象に婦人検診の補助を行います。
 令和4年4月1日現在、30歳以上の引き続き認定期間が1年以上ある偶数年齢の被扶養配偶者（女性）が対象です。詳しくは、令和4年3月7日付けの所属所への通知及び対象の被扶養配偶者（女性）へお送りしたご案内をご確認ください。



■ 特定健康診査受診券を送付します！

特定健康診査の対象となる40歳以上74歳の被扶養者の方へ、6月下旬～7月上旬頃に被扶養者の方の住所あてに「特定健康診査受診券（セット券）」を送付する予定です。
 ご自身の健康の状態を確認し、生活習慣を振り返る大切な機会として、受診券が届きましたら、ぜひ早めの受診をお願いします。
 受診は**無料**です！！



【保健事業についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755